

第51号議案

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

単身入居対象住宅の追加、入居手続における連帯保証人に係る要件の緩和等を行うため提案する。

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「丸山B（戸当たり住戸専用面積50平方メートル未満のものに限る。）」を「戸当たり住戸専用面積50平方メートル未満のもの（丸山B、大塚及び力川に限る。）」に改め、同条第2項中「単身入居対象住宅」の次に「のうち丸山B」を加える。

第11条第1項第1号中「2人の連署」を「1人の署名」に改め、同条第2項中「市営住宅の入居決定者」を「市長」に、「市長が認めたときに限り」を「認めるときは」に、「を1人」を「の署名を猶予し、又は必要としないこと」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項又は前項」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第11条第4項、第13条、第15条、第38条及び第39条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の2並びに第11条第1項第1号及び第2項の規定は、平成30年1月1日以後に行われる入居の申込みについて適用し、同日前に行われた入居の申込みについては、なお従前の例による。